

質問書に対する回答5

件名) 関越自動車道 入間川橋床版取替工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	技術提案における施工条件書 技術提案評価項目3 ・4-2提案の対象 ・4-3提案の着眼点	「4-2提案の対象」では「技術提案の対象項目は設計書の項目[特-(1)床版取替工A]で定める範囲とする」との記載がありますが、「4-3提案の着眼点②工事の車線切替回数の縮減」に記載されている標準案13回には、床版取替工A以外の工種に関する車線切替回数も含まれているものと思われます。当該着眼点②では、床版取替工Aに限定されず、「標準案13回に対する縮減」自体が提案対象になるものと考えてもよいでしょうか。	提案対象は床版取替工Aに限定しており、「標準案13回に対する縮減」自体は提案対象ではありません。 床版取替工Aに関する技術提案により、結果的に車線切り替え回数が縮減となった場合は評価するものと解釈してください。
2	技術提案における施工条件書 技術提案評価項目3 ・4-2提案の対象 ・4-3提案の着眼点	「4-2提案の対象」では「技術提案の対象項目は設計書の項目[特-(1)床版取替工A]で定める範囲とする」との記載がありますが、「4-3提案の着眼点③土工部及び橋梁部の拡幅部の縮減」では、拡幅部の縮減に伴い、床版取替工A以外の工種も縮減対象になるものがあります。例えば、土工部の拡幅部の縮減を実施する場合は、床版取替工A以外の「土工部拡幅工」も縮減対象になるものと思われます。当該着眼点③では、床版取替工Aに限定されず、「拡幅部の縮減」自体が提案対象になるものと考えてもよいでしょうか。	提案対象は床版取替工Aに限定しており、「拡幅部の縮減」自体の提案は提案対象ではありません。 床版取替工Aに関する技術提案により、結果的に土工部及び橋梁部の拡幅部に関する工種が縮減となった場合は評価するものと解釈してください。